

令和7年度福祉・介護職員等処遇改善加算の届出について

令和7年4月1日から当該加算を算定する場合は届出が必要となりますので、当該加算を算定する事業所については、厚生労働省通知を御確認の上、以下のとおり届出願います。

1 届出期日

令和7年4月15日（火） 必着

※期日を過ぎて到着した場合は、6月以降からの加算適用となりますので、期日を厳守願います。

2 届出先

（1） 仙台市以外の複数の事業所を法人で一括して届出する場合（法人一括届出）

…**県障害福祉課**

（2） 仙台市以外の事業所を単独届出する場合

イ 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援、共同生活援助、短期入所及び障害児通所支援（通所による障害福祉サービスとの多機能の場合及び児童発達支援センターの場合を除く。）

…**事業所を所管する県保健福祉事務所又は同地域事務所母子・障害担当班**

ロ イ以外の障害福祉サービス、障害児入所支援及び障害児通所支援（通所による障害福祉サービスとの多機能の場合及び児童発達支援センターの場合のみ）

…**県障害福祉課**

（3） 基準該当事業所の場合

…指定を受けている市町村の障害福祉担当課。なお、法人一括届出により他の指定障害福祉サービスを併せて届出する場合は、同じ届出を県障害福祉課へも提出願います。

※ 仙台市内の事業所の届出先

…**仙台市障害福祉サービス指導課**

3 届出書類

各届出様式は、以下の県障害福祉課ホームページに今後掲載予定です。

<https://www.pref.miyagi.jp/site/syoufuku-top/syoguukaizen001.html>

4 留意事項

(1) 計画書の提出について

- ・ 令和3年度より計画書への法人印の押印が廃止されましたので、今後提出する際はメールでデータでの提出を推奨しております。(郵送による提出でも構いませんが、期日必着であること予めご了承ください)

(2) 賃金改善の対象者

- ・ 法人代表者（代表取締役、代表社員、代表理事等）は対象となりません。
- ・ 法人役員であっても、該当職種に従事しており、役員報酬とは別に賃金が支払われていれば、その賃金に対する改善分については加算の充当が認められます。

(3) 介護保険法の「介護職員処遇改善加算」との按分について

- ・ 介護保険法の訪問介護と障害者総合支援法の居宅介護等の訪問系サービスの両方を行っている事業所で職員が両方のサービスに従事している場合
 - イ 介護保険法の「介護職員処遇改善加算」と障害者総合支援法の「福祉・介護職員処遇改善（特別加算）」の両方により賃金改善を行うことは可能ですが、それぞれに処遇改善計画書を作成し、提出する必要があります。
 - ロ また、賃金改善額を業務に従事している割合等で介護と障害の事業分に按分するなどして改善計画を作成し、改善額が重複しないように賃金改善を行う必要があります。

(4) 【重要！】新加算への移行について

- ・ 令和7年4月より旧加算の経過措置が終了します。それに伴い、新加算区分V(1)～(14)を取得している事業所におかれましては、処遇改善加算を取得できなくなります。
つきましては、引き続き処遇改善加算の取得を希望する場合は新加算の区分（区分Ⅰ～Ⅳ）で届出をしていただくようお願いします。

担当：宮城県保健福祉部障害福祉課運営指導班（022-211-2558）